

五泉市介護人材確保支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員が介護サービスを提供する上で必要な資格取得を支援し、介護人材の確保並びに介護職員の定着及び資質の向上を支援するため、予算の範囲内で、当該サービス事業所等の介護職員の資格取得費用を負担している五泉市内の介護保険事業所等を運営する法人等（以下「法人」という。）に対し、五泉市介護人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）としてその費用の一部を交付することについて、五泉市補助金交付規則（平成18年五泉市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護保険事業所等 市内の指定介護保険事業所をいう。
- (2) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程をいう。
- (3) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条に基づき文部科学省及び厚生労働省の指定した学校又は都道府県知事が指定した養成施設が行う介護福祉士実務者研修をいう。
- (4) 介護支援専門員実務研修 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の2第1項に定める介護支援専門員実務研修をいう。
- (5) 介護支援専門員更新研修 介護保険法第69条の8第2項に定める介護支援専門員証の有効期間の更新のために行われる研修をいう。
- (6) 主任介護支援専門員研修 介護保険法施行規則第140条の68第1項に定める主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 五泉市内に住所を有し、又は補助金の交付申請を行おうとする年度内に五泉市内に開設が見込まれる法第8条、法第8条の2若しくは法第115条の45又は老人福祉法第20条の4に規定する事業を行う施設（以下「介護保険事業所等」という。）の運営を行う者であること。
- (2) 別表の補助対象事業を、補助金の交付申請を行おうとする年度内に修了した者若しくは合格した者又は修了した職員若しくは合格した職員（以下「職員等」という。）を雇用している者であること。

(3)暴力団(五泉市暴力団排除条例(平成24年五泉市条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)と関係を有する者でないこと。

(補助金の額及び交付回数)

第4条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の交付は、同一職員等1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業の修了日又は合格発表の日の属する年度の各四半期の最終月の翌月末日まで又は当該年度末日までのいずれか早い期間内に五泉市介護人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請を受けた場合は、当該申請に係る書類及び必要に応じて行う調査により補助事業の成果を審査し、速やかに補助金の交付又は不交付を決定し、交付する場合にあっては交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、五泉市介護人材確保支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)に対し、確定した補助金の額を交付するものとする。

(是正措置)

第8条 市長は、第5条の規定による申請又は報告の内容に疑義がある場合は、申請者に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、第6条第2項の規定により通知した額の算出根拠となった職員等が、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 開設を見込んでいた施設の運営を行う者が、申請した年度内にその施設を開設できなかったとき。

(2) 介護事業所等の運営を行う者が虚偽の申請を行ったとき。

(3) 補助金を受けた職員が補助対象研修終了後、12か月以内に退職したとき。ただし、退職後3か月以内に市内の介護保険事業所等に就職した場合を除く。

(4) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 市長は、交付を決定した補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、五泉市介護人材確保支援事業補助金返還通知（様式第4号）により、期限を定めて、その返還を補助事業者に命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、正当な理由がなく納期限までに納付しなかったときは、交付規則第17条の規定により延滞金を徴収することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別 表（第 4 条関係）

	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1人あたり上限)
1	介護職員初任者研修	法人が負担した 職員の研修受講 費（受講費用に 含まれていない テキスト代等は 除く。）	1/2	50,000円
2	介護職員実務者研修			40,000円
3	介護職員喀痰吸引等研修			30,000円
4	介護支援専門員実務研修			
5	介護支援専門員更新研修			
6	介護支援専門員再研修			
7	介護支援専門員専門研修課程Ⅰ			
8	介護支援専門員専門研修課程Ⅱ			
9	主任介護支援専門員研修			
10	主任介護支援専門員更新研修			
11	認知症介護実践者研修			10,000円
12	認知症介護実践リーダー研修			12,000円

注 1 国、県及び他の機関からの補助金と併用する場合、補助対象経費からその補助金の受給額を控除して申請すること。

注 2 補助金額に 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。